

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC組合を通じて労働者災害補償保険に特別加入し、バイクを使用した貨物運送業を営んでいたが、平成〇年〇月〇日午後4時57分頃、DからA県B市に荷物を受け取りに行くためバイクで走行中、E区内の交差点を直進しようとしたところ、右折してきた軽自動車と衝突し負傷した。

請求人は、同日、F病院に受診し、「左上下肢挫傷」と診断された。その後、Gに転医し、「左手関節TFCC損傷、左手関節炎」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日症状固定となった。

請求人は、症状固定後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと認めたが、請求人には、同一系列に既存の障害等級第12級の障害があったことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人の残存障害は、他覚的に証明された障害というべきであり、障害等級第12級の12に認定すべきであると主張するので検討する。

(1) 請求人の残存障害については、H医師による平成〇年〇月〇日付けの意見書によると他覚的所見として、「関節運動制限」に関する測定結果によれば可動制限は認められないが、「軸圧テストで疼痛が誘因されTFCC損傷は完治していないと思われる。」とし、結論として「局所神経症状が残存する。」と述べているところであり、したがって、当審査会も請求人の左上肢の残存障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(2) ところで、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）によれば、「既に身体障害のあった者が業務災害によって同一の部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償を行う。」とされ、加重とは既存の障害に新たな障害が加わった結果障害等級表上現存する障害が既存の障害より重くなった場合をいうものであって、ここにいう「同一の部位」とは「同一の系列」をいうものとされているところである。

(3) そこで、請求人の残存障害について検討すると、請求人の本件左上肢の障害である「局部に神経症状を残すもの」及び既存障害である右上肢の「局部にがん固な神経症状を残すもの」は、障害等級表上同一の系列（神経系統の機能又は精神）に属するものであるから、請求人の二つの障害は認定基準にいう同一

部位（同一系列）に属するが、請求人の既存障害は障害等級第12級であり、本件残存障害は第14級であって、障害等級表上既存の障害より重くなったとはいえないから、認定基準にいわゆる「同一部位について障害の程度を加重した場合」には該当せず、労災則第40条第4項及び第2項により併合の方法を用いて準用等級を定めると、準用第12級であって、請求人の障害等級については、既存の障害について認定された障害等級を超えることはないものと認められる。

なお、請求人らは、「仮に、本災害による障害が神経障害第14級の9と判断される場合であっても、加重の判断は不要であるから、神経障害第14級の9に対する支給決定がなされるべきである。」と主張するが、上記説示のとおり認定基準上、請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。